

第6次吉岡町総合計画前期基本計画素案に対するパブリックコメントの結果

募集期間：令和4年1月4日（火）～令和4年1月27日（木）

募集方法：メール、郵送、FAX、窓口持参

募集結果：提出人数2名、意見数16件

以下に寄せられたご意見、町の考え方、第6次総合計画前期基本計画の修正の有無について記載します。

No.	ご意見（原文表記）	町の考え方	総合計画基本計画 修正の有無
1	<p>私は相続により駒寄インター東側（西松屋の交差点を駒寄インターに向かっていく途中及び西松屋の交差点のはす向かいの角）の農地を相続しました。非農家であり、今後も農業をする予定はございません。雑草対策として無償で農地を借りていただいる状況です。</p> <p>相続した農地を有効活用すべく、業者数社に提案しましたが、第一種農地であるため話が進みません。私を含め他の地主さんも第一種農地であることを知りませんでした。</p> <p>当地は、今後ますます交通量の増加が見込まれるため商業地としての需要が旺盛です。町は、駒寄インター周辺を商工業の拠点と位置付けております。また、遊休農地の対策が必要とも謳っております。適宜、計画を見直し、適切な商業地の誘導を進めるともありますので、近隣商業地域の範囲を広げていただくことを検討していただけないでしょうか。</p>	<p>令和元年度に都市計画決定した近隣商業地域は、駒寄スマートICの大型車対応化等により、周辺部の商工業地としてのまちづくりへの活用を期待し、商業地のまとまりを形成していく地域となります。</p> <p>併せて、同地域には周辺環境との調和に配慮し、良好な商業地のまとまりの形成のための地区計画を指定しており、今後の土地利用の動向を注視していく段階であると考えております。</p>	無
2	<p>〈質問〉 「◆畜産農家を対象に臭気測定を行い、基準値以内であるか検査を行っています。」 「◆畜産農家に、堆肥の適正な使用について周知を行っております。」 となっておりますが、臭気測定は年一回としていますが、どんな方法でこの施設を対象に臭気測定が行われ、基準値以下に収まっているとしていますか。また、堆肥の適正な使用について周知を行っているとのことですが、家畜の生尿尿が畑にばら撒かれている状況もありますが、注意はどのようになされていますか。</p>	<p>臭気測定は年1回、町内に点在する牛舎・豚舎・鶏舎にて、臭気判定士(臭気測定業務従事者)が臭気指数測定により定められた測定方法に則し実施しており、基準値以下という判定結果が出ております。</p> <p>また、堆肥の適正な施用については、町ホームページによる周知を基本とし、実際に臭気被害報告があった場合には、直接職員が現地へ赴き、状況確認のうえ当該農地所有者には、「適正な堆肥の施用、風向きへの注意、臭気拡散を最小限とするための速やかなすき込み」などの指導を行っております。</p>	無
3	<p>〈意見・要望〉 畜産施設周辺では特に曇りの日には臭気が漂い耐え難く不快な思いをしています。年一回の通り一片の臭気測定でなく、自動測定計器を備え規定値を超えないようにするとか、頻繁に測定して許容値を守る指導を行うことを要望します。その達成目標値として「ゼロ」を掲げてください。 その達成には臭気対策を施した畜舎整備が行われる必要がありますが、整備費用の一部でも補助金を提供すべきではないでしょうか。同様に尿尿の畑へのばら撒きは許容できるものでなく、「豊かな自然と都市環境が調和した住みやすく魅力的なまちを目指すには、広報等を積極に行う。」だけでは改善すると思えません。置かれている農家の経済状況から現状放置を見過ごすことないように政策目標を掲げてください。</p>	<p>臭気の測定につきましては、機器を用いた測定では物質や濃度を測定することができませんが、実際の感じ方とは異なる場合があります。そのため町で実施している測定は臭気指数測定により臭気判定士が直接自分の鼻で判定を行っているものとなります。年間1番臭気が強い夏の時期に測定を実施しております。</p> <p>ご指摘の測定方法及び測定回数につきましては、貴重なご意見として今後の検討事項の参考とさせていただきます。</p> <p>また、臭気対策事業としましては、家畜排せつ物に起因する悪臭防止を図り、畜産業の振興及び地域の環境保全を推進する「畜産環境対策事業補助金」を整備しております。家畜排せつ物や畜舎床に散布する石灰等や飼料に混ぜる生菌を用いた資材等、脱臭、除菌、吸水効果により悪臭を防止する資材等の経費に対し補助するものです。</p>	無

第6次吉岡町総合計画前期基本計画素案に対するパブリックコメントの結果

No.	ご意見（原文表記）	町の考え方	総合計画基本計画修正の有無
4	<p><問題現象・課題> 上野原地区の公共下水道事業区域外にある箇所では、浄化槽の放流先が道路脇の側溝になっております。放流された浄化槽からの水は基準値以下に浄化されているとはいえ常時、水の流れていない側溝に各家庭から集まる凝縮した汚水は臭気が漂い、蚊が発生する状態が続いています。かつては、上流部からの沢水があった放流可能な小川も、現状では上流部で町の上水道や農業用水としてすべて集水され、別経路で流されていますので、側溝には降雨時にしか水が流れていない状態です。また、強雨時には溜まった汚い汚泥が側溝から道路にあふれ不衛生な状態になります。</p>	<p>合併浄化槽からの排水は、浄化槽法に定められた水質基準をクリアした状態で放流されています。浄化槽設置後は、設置者(所有者)が管理者となり、定期的な清掃や水質の検査など適正な管理が義務付けられていますが、適正な管理がされない場合、ご指摘のとおり放流先の道路側溝などからの悪臭や害虫などの発生の原因となります。地域の公共水域保全の観点からも「浄化槽の維持管理について」の情報を町広報誌に定期的に掲載するなど、今後も住民皆様へ周知してまいります。また、道路側溝が土砂等の堆積によりその機能が損なわれている箇所につきましては、現場の状況を確認し、土砂上げ等で対応いたします。</p>	無
5	<p><意見・要望> 下水同事業区域外の対策として、上流部の沢水を上水道、農業用水のみに使用するのではなく、一部を浄化槽の放流先となっている道路脇の側溝に流すことで汚れの緩和対策とすることや、道路脇の側溝を密閉する(蓋をする)などの具体的な整備目標を設定してください。</p>	<p>道路側溝への蓋かけなど、いただいた貴重なご意見を参考にさせていただきます。また、地元自治会からの要望や現場の状況等を確認して、必要な対策を検討していきたいと考えております。</p>	無
6	<p><現状と質問> 「現状と課題◆安全・安心なくらしの支援につとめています。」 住宅地に隣接する、資材置場からの騒音・振動・粉塵被害に対する相談や隣接地の排水対策ない埋め立て、残土や投棄に対する問題事象や相談に向き合うことなく、逃げの姿勢に終始する住民課他は本当に支援に努めていますか。 「取組◆安全・安心に暮らせる住環境への取り組みを推進します。」としていますが、どんな取り組みを想定していますか。</p>	<p>ご相談等いただいた場合には現地確認やお話を伺うほか、町だけでは対応できない事象は関係機関とともに協議・対応を行うなどしているところです。ご指摘につきましては、真摯に受け止めさせていただきます。なお、町がこれらに対する指導根拠は吉岡町開発指導要綱に基づくものとなります。当該要綱の対象は、1,000㎡を超える開発行為となり、1,000㎡未満の資材置き場に対しては、道路や水路などへの直接被害がない限り、指導できないのが現状となります。今後、より強い指導が可能となるよう見直しや条例化を進めてまいります。当該対応を含め「安全・安心に暮らせる住環境への取組の推進」に係る取組については、一般的な交通安全対策等のほか、吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例及び施行規則等の適正な運用や、庁内及び関係機関との情報共有により事象の早期把握を図るとともに、発生の防止、また発生した場合には悪化しないよう取組を推進することを趣旨としています。</p>	無
7	<p><意見・要望> 農地は土地規制として様々な規制がありますが、雑種地には適応外の項目があり、資材置場として利用されることがあります。資材置場として利用される場合、隣接地や周辺部に搬出入に伴う大型車輛通行の交通安全・道路破損と汚れの問題、資材の堆積や粉砕・加工に伴う、騒音・振動・粉塵問題が引き起こされている現状です。行政は問題事象に責任をもって向き合い、問題が継続しない防止措置を事業者徹底される方策を講じるとともに、これまであった問題事例を精査して必要なら罰則規定を盛り込んだ条例制定を目標に掲げるべきです。また同様に、隣接地に雨水対策を講じない盛土造成等には、事業主と施工業者に是正処置を行う等の規制を強化する必要があります。</p>	<p>条例制定とのご意見につきましては、『吉岡町土砂等による埋立て等の規制に関する条例』及び『同条例施行規則』を定めており、罰則につきましても規定してございます。また、その他例規による規制等に関しましては、開発指導要綱の見直しや条例化を含め庁内及び関係機関等と協議のうえ必要に応じて対応してまいります。今後も条例及び規則に則し、土砂等による埋立て等の適正化、生活環境の保全及び住民の安全に努めてまいります。</p>	無

第6次吉岡町総合計画前期基本計画素案に対するパブリックコメントの結果

No.	ご意見（原文表記）	町の考え方	総合計画基本計画修正の有無
8	<p>〈現状に対する質問〉 「◆農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールの実施により、無断転用や遊休地の把握をしています。」となっていますが農地パトロールによる実態はどのように集約しているのでしょうか。またその集約結果を町として検証していますか。 町からの指導を受けた人がいますが、委員による恣意的で不当な実態報告になっていませんか。</p>	<p>吉岡町農業委員会では毎年7月下旬頃に農業委員及び農地利用最適化推進委員による一斉農地パトロールを行っております。この農地の利用状況調査の結果等を踏まえ、遊休農地の所有者等に対する利用意向調査を行い、農地中間管理機構等の活用により遊休農地の有効利用を図る活動を行っております。 農地利用最適化推進委員ですが、平成28年に改正農業委員会法が施行され、各地区ごとに新設された役職となります。主な役割は、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消など地域における現場活動を通じて農地利用の最適化の推進のための活動を行うことです。 吉岡町では農業委員も農地利用最適化推進員と同様の活動を行っており、農地法に基づいた公平・公正な活動に励んでおります。</p>	無
9	<p>〈農業振興に対する意見〉 農地の借り手が耕作している大根やキャベツの農作物が今年に限らずたびたび原価割れの価格下落の影響で多量に放置され、出荷されない実態があり、「もたない」限りです。 機械化を図った大規模農業経営のリスク要因ともいえ、天候に左右される露地野菜の栽培にはつきものですが、もたないをいくらかでも解消することや農業振興のためにも、せめて給食の食材として購入するなどの、行政側からも多面的な支援策を検討すべきです。</p>	<p>野菜の価格変動については、ご承知のとおり天候等様々な要因が関係してまいります。一部の野菜に関しましては、価格安定のための基金制度が整備されており、町も負担金というかたちで出資をさせていただいております。 ご指摘にあります給食用食材としての購入に関しましては、道の駅よしおか温泉出荷組合経由により、地場産物として購入しております。なお、給食用食材として利用したい食材と供給可能な食材が一致しないケースもあることから、事前に供給・納入可能な食材を確認し、より多く発注しております。 今後も町の農業振興の一助となるよう多面的な支援を検討していきます。</p>	無
10	<p>〈関連する個別計画についての質問〉 1、人・農地プラン について 上野田地区に集合畜産施設を設ける構想があるように記載されていますが、初耳です。それはどんな構想ですか。</p>	<p>人・農地プランとは、地域ごと5年～10年後に後継者がいない農地を地図化し、今後中心となる経営体の意向をまとめたものであり、後継者不在という課題を抱える農業者と中心経営体の意向のマッチングの土台となるプランです。 これにより、本プランは具体的な構想をまとめたものではなく、地域農業の現状と課題を整理し、地域の農業者と中心経営体の意向（方向性）をまとめたものとなります。</p>	無
11	<p>2、吉岡町森林整備計画、吉岡町特定間伐材促進計画 戦後植えられた杉の植林も多くが50年～60年以上が経過していますが間伐がされず、建築用材として有効利用されないままになっている現状に対して、有効利用を目的に計画方針が記載されていますが、間伐事業はなされているのでしょうか。具体的な事業計画が見当たりません。関連する個別計画としての意味を解説してください。</p>	<p>森林整備計画は、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方を踏まえ長期的な視点に立った森林づくりの構想です。地域の住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となり、適切な森林整備を推進することを目的としております。 また、現在吉岡町では特定間伐材促進計画に基づき、国の補助事業を活用した間伐事業を継続的に行っているほか、今後におきましては林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る森林経営管理制度の運用促進を図ってまいります。</p>	無
12	<p>〈木材利用、間伐材利用に関する意見・要望〉 成長、密林化した杉材は「スギ花粉症」を誘発する要因であり、間伐されていない杉材は防犯上の問題や樹高30mもある杉は日照の阻害要因となり、また防風の役割はあるものの通風が悪く、展望を阻害するなど景観悪化の問題も抱えています。 間伐材伐採事業を推進すると共に、木材の活用として学校建築等の公共施設を木材とするなど利活用を推進する政策を講じてください。</p>	<p>木材の価格低迷や森林所有者の世代交代等により森林経営意欲が低下している中で、町では森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の構築を進めております。今後におきましても継続して間伐等による森林管理を実施するほか将来に向けた森林経営管理制度のシステム構築を進めてまいります。 学校施設への木材利用は現状におきましても行っておりますが、町の間伐材活用に関しましては、供給体制が整い利活用が可能となった段階で当該施策の実施に努めてまいります。 また、木材の活用としましては、町有林の杉材をよしおか温泉リバートピア吉岡内レストランの改修に活用しております。</p>	無

第6次吉岡町総合計画前期基本計画素案に対するパブリックコメントの結果

No.	ご意見（原文表記）	町の考え方	総合計画基本計画修正の有無
13	<p>〈取組についての質問〉 「道の駅よしおか温泉の魅力向上の促進 ◆サービス、立地及び周辺エリアを活かした道の駅よしおか温泉ならではのブランド力の向上を検討します。」と記されていますが、具体的なイメージが見えませんが、どんなことを検討されるのですか。</p>	<p>町では、交通の便や豊かなロケーションに恵まれる道の駅よしおか温泉を「東の玄関口」として位置づけ、道の駅としての機能のほかスポーツや温泉等を組み合わせ楽しむことができる複合的な施設として各種取組を進めております。 コロナ禍であることから現在イベント等の開催が難しい状況にはありますが、今後の取組として地域活性化事業等の充実を図るほか、前期基本計画記載のとおりコロナ禍の影響による密を避けた移動やキャンピングカーによる車中泊需要、またペット需要を踏まえた事業展開に取り組んでまいります。 今後におきましても魅力ある道の駅となるよう、道の駅内施設の関係団体との連携強化を図り、ブランド力向上を進めてまいります。</p>	無
14	<p>〈取組についての意見・要望〉 1, よしおか町の情報発信拠点が道の駅よしおか温泉のみに重点が置かれていますが、違和感があります。 車利用者の利用客が多い道の駅とはいえ、温泉付きの施設は周辺には数多くあり、また特別なしつらえがない施設でいくイベントを開催しても魅力ある観光施設にはなりませんし、浅薄な内容をデジタルサイネージを用いたとしても差別化できません。 今後5年間を見越した施策としては吉岡町の古くからの歴史・伝統文化を発掘し、保存継承し、誇りある町の姿をブランド化（創造する）ことを全面に出し、その間は現状のPR資源を活用するにとどめるなどメリハリが必要です。</p>	<p>道の駅は、休憩機能のほかに地域の連携機能と情報発信機能を持つ施設です。情報発信機能としては道路情報のほか広域観光案内や防災及び地域情報の提供となります。 また、町の歴史や文化の情報発信の場としまして、南下古墳群を公有地化し整備を行った古墳公園の一角に展示施設も備えた吉岡町文化財センター（文化財事務所）を平成30年に建設しております。 町では、文化財センターを核に、町内に残る多数の古墳や歴史的建造物などの貴重な文化財の保護・活用を推し進めるとともに、文化財を観光資源として位置付け、町の魅力としてアピールし、文化の薫り高いまちづくりをさらに進めてまいります。</p>	無
15	<p>2, 観光の広域エリアでの連携について具体的な方策を取り出すことが必要ではないでしょうか。 ・渋川市と連携して伊香保温泉の観光・保養地との相乗効果を狙って吉岡町西側（上野原）地区に温泉利用客のニーズ対応する施設整備、発信拠点の整備すること。 ・榛東村として連携して世界の誇る縄文遺跡と博物館と吉岡町の上毛古墳の遺跡との連携して古代歴史散策の拠点としての整備。 ・大久保宿、野田宿の掘り起こし、江戸後期から明治期の養蚕家屋群は民家建築として貴重であり、消失する前に財政支援策を講じるなど町の宝を守る必要があります。</p>	<p>町では、渋川市、榛東村、渋川北群馬DMO協議会やその他各団体と広域観光の推進を目的に連携しております。コロナ禍であることから現在イベント等の開催は難しい状況にあります。域内の観光マップ・PR動画を作成し渋川北群馬地域の観光PRを行っております。 また、文化財を核とした町の魅力度向上におきましては、これまでに南下古墳群や八角形の三津屋古墳など歴史的に価値の高い貴重な古墳や江戸時代から続く森田家住宅などの解説動画を作成し動画配信するほか、史跡を巡る散策コースの作成などを行っております。 今後におきましても、伊香保温泉を軸とした相乗効果等を図る事業展開のほか県道南新井前橋線の延伸などを踏まえた榛東村や前橋市との広域連携を進めるとともに、群馬県との連携により歴史的建造物の調査を進め、その保護活用を図ってまいります。 また、ご指摘の財政支援策としましては、文化財保存等事業費補助金を整備しており、文化財保護法、群馬県文化財保護条例及び吉岡町文化財保護条例に規定する文化財のうち町内に存するものの保護活用に要する経費に対して補助しております。</p>	無

第6次吉岡町総合計画前期基本計画素案に対するパブリックコメントの結果

No.	ご意見（原文表記）	町の考え方	総合計画基本計画 修正の有無
16	<p>〈取組目標としての意見・要望〉 ・5年後の達成目標設定として、「吉岡町、榛東村、渋川市と連携して、地域の歴史・文化の保存・継承と新たに形成される駒寄インター周辺の商業施設の整備をPRするイベントの開催を官民共同で企画する」を提案します。 参考事例として「昨年秋に開催された中之条ビエンナーレ」は町おこしの目的で、周辺の温泉や観光施設、保存家屋、博物館、植物園、商業施設などのスペースに海外を含む若手芸術家の作品130点程を展示ネットワークした会場がしつられてありました。、来訪された客は、中之条の奥深い歴史を感じつつ、新鮮な芸術作品との新旧のコラボした空間を散策し、楽しんでおられました。 周辺地区と地元地区間の連携、官民協力、老若男女共同、国内・国際交流ともなるのイベント開催にこぎつけることで、町のブランド向上に資するものになるのではないのでしょうか。</p>	<p>町では、平成24年度から10回にわたり「再発見ウォーク」と称して町の歴史的・文化遺産を散策するウォーキングイベントを観光ボランティアさんのご協力のもと実施してまいりました。第1回では、南下古墳群～馬場重久の墓～野田宿（森田本陣）～桃井館を散策し、食文化の一つとして、おっきりこみの試食会などを併せて実施いたしました。2回目以降も散策コースを変更し、実施してきております。 また、再発見ウォークの発展型としまして、榛東村と連携し「春のわくわく満喫ツアー」と称して、合同イベントを企画しております。本ツアーでは船尾滝から林道湯出入線を通り榛東村の創造の森でヨガ体験を行うハイキングツアーとなりますが、残念ながら令和2年度はコロナ禍の影響、令和3年度は天候不良で実施できておりません。今後も引き続き連携し、企画を充実させていきたいと考えております。 また、広域観光の推進を目的に、渋川市、榛東村、渋川北群馬DMO協議会、その他団体と連携しPRを行っております。南の玄関口とする駒寄スマートインターチェンジの大型化を広域観光の新たな軸として最大限活用し、さらなる連携の充実を図ってまいります。 ご紹介いただいた「中之条ビエンナーレ」、文化財活用、地域間交流、官民連携等による町のブランド力向上につきましても貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>